

滝川都市計画(滝川市・新十津川町)都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る意見聴取の回答について

滝川都市計画(滝川市・新十津川町)都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(以降、「区域マスタープラン」という。)については、北海道が定める方針であるが、令和5年3月に策定した滝川市立地適正化計画及び令和6年3月に改定した滝川市都市計画マスタープランで新たに示した方針と整合を図るため、見直しを行います。

そのため、今回の見直しは滝川市立地適正化計画及び滝川市都市計画マスタープランの内容を区域マスタープランに反映させる手続きであり、前回の滝川市都市計画審議会(令和7年1月28日開催)にて、市から北海道へ提出する区域マスタープランの申し出案について諮問し、「可」として答申をいただきました。

なお、滝川市立地適正化計画の策定及び滝川市都市計画マスタープランの改定については、下記のとおり都市計画審議会にて審議していただき、「可」として答申をいただいております、これらの計画を区域マスタープランに反映する作業が今回の中間見直しになります。

- ・令和5年2月22日 諮問第1号 滝川市立地適正化計画の策定について
- ・令和6年2月27日 諮問第1号 滝川市都市計画マスタープランの改定について

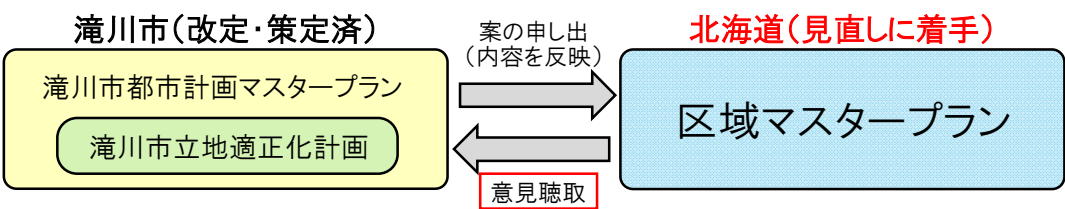


図 見直しイメージ

また、滝川都市計画については、滝川市と新十津川町で構成しており、それぞれの自治体に係る方針を定めていますが、新十津川町は今回中間見直しを行わないため、滝川市に係る部分のみの見直しになります。

1. 区域マスタープランについて

区域マスタープランは、都市計画法第6条の2の規定に基づき、都市計画区域ごとに北海道が定める基本的な方針のことを言い、この方針には下記の内容が定められております。

I 都市計画の目標	※今回は見直し対象外
II 区域区分の決定の有無	※今回は見直し対象外
III 主要な都市計画の決定の方針(土地利用・都市施設の整備等)	

なお、区域マスタープランは滝川市都市計画マスタープランの上位計画に位置付けられており、都市計画決定(変更)の際には、必ず区域マスタープランと滝川市都市計画マスタープランに即して行う必要があります。

2. 見直しの経緯

- 平成 16 年 当初決定 ※平成 12 年の都市計画法改正
- 平成 23 年 第1回定時見直し
- 令和 元 年 第2回定時見直し
- 令和 7 年 中間見直し ※今回の見直し
- (令和 12 年 第3回定時見直し ※予定)

3. 中間見直しについて

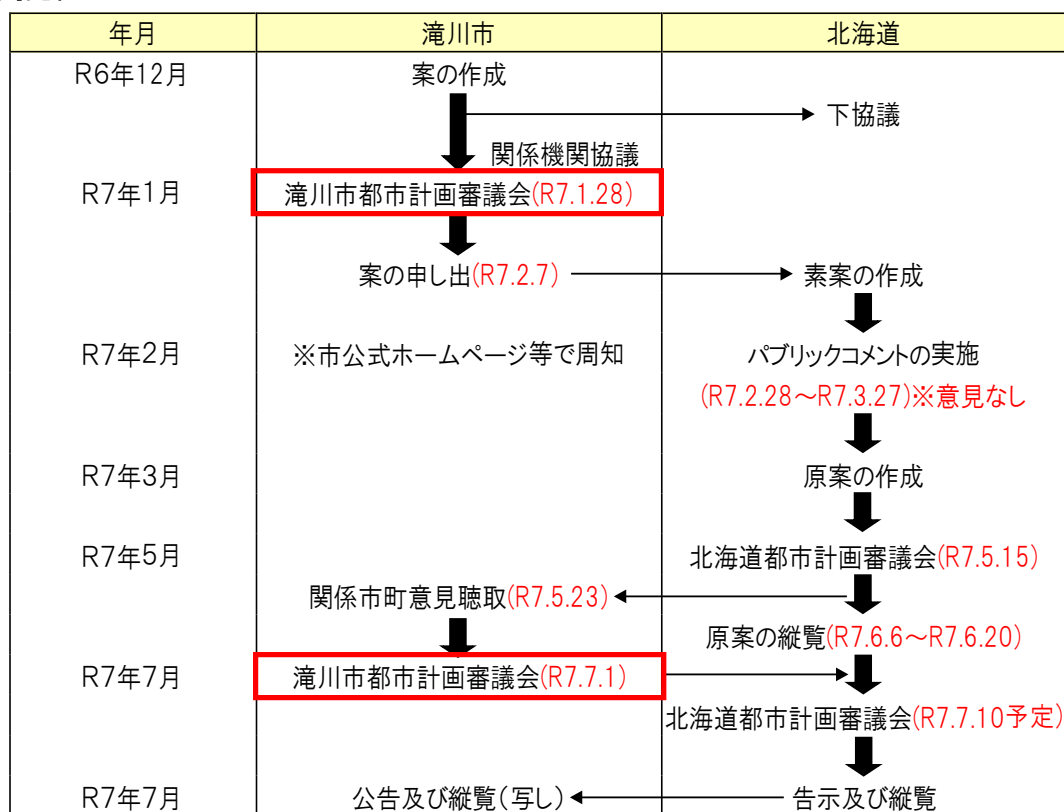
区域マスタープランは北海道が定める方針ですが、見直しをする際は、都市計画法第15条の2の規定に基づき、市町村から北海道に区域マスタープランの案の申し出を行います。

また、今回の見直しは中間見直しのため、定時見直し間の随時見直しとして実施するものであり、次回の定時見直し(令和12年予定)までに都市計画決定(変更)を行うことが想定されるものを対象としております。

なお、中間見直しの対象範囲は、方針のうち「Ⅲ 主要な都市計画の決定の方針」のみに限定されております。

※区域マスタープラン全体の見直しは、令和12年に予定されている定時見直しの際に改めて行います。

4. 中間見直しのフロー



5. 変更箇所について

令和7年2月7日に北海道知事へ提出した申し出案より変更があった箇所(文言整理を除く)について記載しています。

変更箇所

Ⅲ 主要な都市計画の決定の方針

1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(3) その他の土地利用の方針

② 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

・溢水、湛水、がけ崩れその他の災害発生の可能性のある地区については、市街化を抑制し、緑化の促進や保全に努め、災害の防止を図る。また、気候変動により増大する水災害リスクに対して、まちづくりにおける防災への配慮について検討する。

《変更内容》

気候変動により増大する水災害リスクに対して、まちづくりにおける防災への配慮に係る方針について記載を追加。

《変更理由》

令和2年7月に社会資本整備審議会より発出された「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について(答申)」及び令和3年5月に公布された「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」に基づいた変更。

6. 意見聴取に対する回答について

令和7年5月23日付都計第193号にて北海道知事より意見聴取



滝川市「意見なし」として回答予定